

1 富士宮市に暴風(雪)警報・大雨危険(特別)警報等発令の時

- (1) 富士宮市に
 ・レベル4大雨危険警報 ・レベル5大雨特別警報
 ・暴風警報
 ・レベル4氾濫危険警報、レベル5氾濫特別警報
 ・レベル4土砂災害危険警報・レベル5土砂災害特別警報

が出された時



〈登校前〉 ※ (NHKの報道を参照)

□ 6:30の時点で
 「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」「暴風警報」
 「レベル4氾濫危険警報」「レベル5氾濫特別警報」
 「レベル4土砂災害危険警報」「レベル5土砂災害特別警報」が発令中 → **自宅待機**

□ 12:00(正午)以前に
 「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」「暴風警報」
 「レベル4氾濫危険警報」「レベル5氾濫特別警報」
 「レベル4土砂災害危険警報」「レベル5土砂災害特別警報」が解除 → **登校**

□ 12:00(正午)の時点で
 「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」「暴風警報」
 「レベル4氾濫危険警報」「レベル5氾濫特別警報」
 「レベル4土砂災害危険警報」「レベル5土砂災害特別警報」が解除されない → **休校**

〈在校中〉

- ・午前中は原則として学校にとどめる。
- ・16:00を過ぎても下校できない。
 → 学校よりメール配信等で迎えを依頼する。

(2) その他の気象状況の時

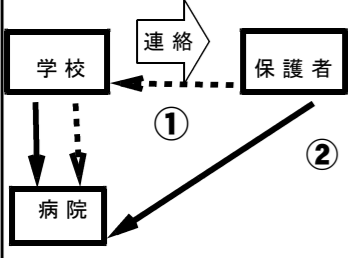
気象状況により危険と判断した場合は、休校や自宅待機(登校中)・学校留め置き(在校中)となる場合がある。(対応については地域の状況や危機管理局等の情報を基にして、校長が判断し、メール配信等で対応について連絡する。)

《登下校中》

- * 「**大雨危険(特別)警報**」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。
- * 富士川、境川、稲瀬川の水量に十分留意し、上記の警報の発令がなくても、保護者が登校は危険であると判断した場合は、自宅待機させてください。(その際は、学校に連絡をお願いします。)

5 学校でけがをした時・体調が悪くなった時

- ・学校から保護者に連絡が入る。
- ・けがの様子や体調を確認する。



- ・医療機関を決定する。搬送先(病院)を確認する。(救急車対応の時は搬送先を確認する。)
- ・マイナ保険証(資格確認書)を持つ。
- ① 急を要さない場合は、保護者が学校へ行く。その後、保護者が子どもを医療機関へ連れて行く。
- ② 急を要する場合は、学校が医療機関へ搬送する。(救急車を要請する場合もある。) 保護者は医療機関へ行く。

6 校外学習中にけがをした時・体調が悪くなった時

- ・学校(担任)から連絡が入る。(けが・体の具合・状況・今後の対応について確認する。)
- * 基本的には、5の場合と同様とします。
- * 修学旅行、自然教室等、遠距離のため迎えに駆け付けることが困難な場合は、学校と連絡をとり対応してください。



2 地震の時

南海トラフ地震臨時情報				地震発生
状況	「調査中」発表時	「巨大地震注意」発表時	「巨大地震警戒」発表時	「調査終了」発表時
対応	<input type="checkbox"/> 地震への備えを再確認し、原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備 ・地震への備えを再確認	<input type="checkbox"/> 地震への備えを再確認し、原則として平常の活動を継続	<input checked="" type="checkbox"/> 原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できないこどもは留め置き ・在宅中は休校 ・保護者の管理下での行動	<input type="checkbox"/> 原則として平常の活動に戻る
留意点	≪登下校≫ ○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。 ★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 引き渡しについては、原則徒歩で引き取りに来てください。来られない場合は代理人をお願いしてください。			

3 災害等による長期の停電が発生している時

- 原則として休校
- ・登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。

4 富士山噴火警報が発令された時

- ・情報収集に努め、指示に従って避難する。
- ・噴火レベルが3に引き上げられたら、休校措置をとる。在校時には、こどもの引き渡しを開始する。(場合によっては、決められた避難場所に避難する。)

7 感染症疾病の疑いがある時

(1) 学校での発症

- ・学校から連絡がある。
- ・学校へ迎えに行く。
- ・医療機関で受診する。

- * 診断結果を学校へ報告する。
- * 「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。
- * 医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。

(2) 家庭での発症

- ・発症の疑いがある時は登校させず、医療機関で受診する。

◎ インフルエンザの診断を受けた場合

- (市内の医療機関の場合のみ)
- * 医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。
- * 医療機関受診後、学校に受診結果を電話等で連絡する。
- * 自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。
- * 発症後5日、かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。

◎ こどもが新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合

- (検査キットで陽性判定だった場合を含む)
- * 学校に連絡し、「出席停止解除にかかる証明書」をホームページからダウンロードする、または学校から受け取る。
- * 発症日からの体温表を作成し、発症後5日かつ症状軽快後1日経ったら、証明書を持参して登校する。

9 交通事故が起こった時

- ・保護者は現場に急行してください。
- ・状況に応じて救急車等要請、応急処置をする。
- ・警察(学校)へ連絡する。
- ・けが人に同行する。



- * 学校職員による現場確認にご協力ください。
- ・現場確認
- * 状態、時刻、場所、状況等を学校へ連絡する。

10 ミサイル発射に伴うアラートが発令された時

- ・速やかな避難行動をとる。
- ・正確かつ迅速な情報収集を行う。
- ・メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに行動する。

- 屋外 できるかぎり頑丈な建物や地下に避難する。
- 建物なし 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内 窓から離れるか、窓のない部屋に避難する。

8 不審者が出没した時 <※防犯ブザーの携帯を!>

□ 学校へ侵入
 ・安全確保

- ・下校に危険が伴う時は、こどもにも集団行動を促し、下校・引き渡し等対応を学校が判断し、メール配信で連絡する。

□ 登下校時に出没

- ・大声で助けを求め、近くの家へ避難する。
- ・警察 23-0110へ連絡する(時間、場所、状況、不審者の特徴を知らせる)
- ・学校へ連絡する。
- * こどもの動揺がおさまってから登校させてください。

□ 不審者情報

- * 危険が伴う時は、集団下校・引き渡し等の対応を学校が判断し、メール配信等で安全確保の依頼を連絡します。

11 危険動物の出没・校区での事件発生等の時

- * 登下校時に危険があると思われる時は、学校より連絡します。
- * 学校の指示に従って行動します。
- * 危険動物への対応も、同様とします。

富士宮警察署
 TEL 23-0110
 内房駐在所
 TEL 65-0291

富士宮市立内房小学校
 TEL 65-0104
 FAX 65-0232

